

## 平成 23 年 5 月土庄町議会臨時会会議録

土庄町告示第 44 号

平成 23 年 5 月土庄町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 23 年 5 月 6 日

土庄町長 岡 田 好 平

- 1、期 日 平成 23 年 5 月 13 日（金）
- 2、場 所 土庄町役場 議 場
- 3、議 題 付議事件
  - (1) 議長選挙について
  - (2) 副議長選挙について
  - (3) 常任委員会委員の選任について
  - (4) 議会運営委員会委員の選任について
  - (5) 小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙について
  - (6) 土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員の選挙について
  - (7) 伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙について
  - (8) 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
  - (9) 土庄町監査委員の選任について
  - (10) 専決処分の承認を求めることについて  
(土庄町税条例の一部を改正する条例)
  - (11) 専決処分の承認を求めることについて  
(土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
  - (12) 平成 23 年度土庄町一般会計補正予算（第 1 号）
  - (13) 報告
    - 平成 22 年度土庄町土地開発公社決算並びに
    - 平成 23 年度土庄町土地開発公社事業計画及び予算について

平成 23 年 5 月 13 日（金曜日）午前 9 時 30 分 各議員着席

○議会事務局長（三枝正武君）

おはようございます。議会事務局長の三枝です。

このたびは、議員の皆さま、ご当選おめでとうございます。

本臨時会は、ご承知のとおり一般選挙後、初めての議会であります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定によりまして、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を務めることとなります。

本日の出席議員中、年長の議員は、川口幸路議員でございます。

ご紹介申し上げます。

川口幸路議員、議長席の方へお願いいたします。

○臨時議長（川口幸路君）

おはようございます。

ただ今、紹介されました、川口幸路でございます。

地方自治法第 107 条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。何卒、よろしくお願い申し上げます。

開会に先立ちまして、町長より臨時会招集のご挨拶がございます。

○臨時議長（川口幸路君）

岡田町長。

○町長（岡田好平君）

皆さん、おはようございます。

本日、平成 23 年 5 月土庄町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

議員の皆さま方におかれましては、去る 4 月 24 日に行われました統一地方選挙の結果、めでたくご当選されましたことを心からお祝いを申し上げます。またこの度は、5 名の方が新しくご当選されております。今後、土庄町の発展のため、ご活躍をご期待申し上げる次第であります。

ご承知のとおり、土庄町の財政を取り巻く環境は、厳しさを増しております。これまで以上に行財政を見直し、行政の効率化を図り、多様化する町民のニーズに的確に応えつつ、まちづくりを進めてまいらなければなりません。つきましては今後におきましても、議会の皆さま方と連携を密に

して、これに取り組んでまいる所存でございますので、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

さて、3月に発生いたしました東日本大震災により、被災された皆さまに心からお見舞いを申し上げますとともに町といたしましてもできる限りご支援をいたしたく、町民の方々にもお願ひして義捐金等を受付させていただいているところであります。4月末現在で義捐金として町民の方々から3,713,000円余、議員の皆さま方から15万円、自治会連絡協議会から2,696,000円余、町から100万円、町職員から619,000円、合計8,178,000円余をご支援いただいております。そのほかに、町民の方々から毛布、バスタオル、おむつ、粉ミルク等たくさんの品を救援物資としてお預かりし、お送りをいたしました。この場をお借りしてご報告いたしますとともに厚くお礼を申し上げます。また、5月9日に仙台市から連絡があり、正式に人的支援の要請がありました。近日中に職員を派遣できるよう現在、調整をいたしているところであります。旅費等費用につきましては、調整が出来次第、専決処分にて対応させていただこうと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

本議会は、選挙後の初議会ということで、議会がスムーズに活動するために議会の内部構成を整えるためのものでありますので、よろしくご協議賜りますようお願いを申し上げます。招集のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひをいたします。

○臨時議長（川口幸路君）

おはかりいたします。

この度、お互いに当選の荣誉を担って議席を得たのでありますが、当選後の初議会でもありますので、この際、お互いの住所、氏名、職業程度の簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○臨時議長（川口幸路君）

ご異議なしと認めます。

僭越でございますが、私から先に申し上げます。本町旭地区出身の川口幸路でございます。3期目で無職でございます。年齢は、満71歳7ヶ月でございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、1番議席の方から、順次お願ひをしたいと思います。

○臨時議長（川口幸路君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

吉ヶ浦に在住しております福本耕太です。年齢は 32 歳です。今、政党の役員をしております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（川口幸路君）

2 番 濱中幸三君。

○2 番（濱中幸三君）

豊島の濱中幸三です。現在漁師見習い中でございます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（川口幸路君）

3 番 山田建之君。

○3 番（山田建之君）

山田建之です。住所は今鹿島でございます。新人です。ホテルの経営をやっております。年齢は 65 歳、以上です。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（川口幸路君）

4 番 山崎勝義君。

○4 番（山崎勝義君）

私は、淵崎の平木出身です。今現在は農業をしております。年齢は 67 歳です。

○臨時議長（川口幸路君）

5 番 佐々木邦久君。

○5 番（佐々木邦久君）

肥土山の佐々木です。67 歳です。年長出ですが、農業をしております。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（川口幸路君）

6 番 川本貴也君。

○6 番（川本貴也君）

四海長浜地区の川本でございます。会社員でございます。よろしくお願いいたします

いします。

○臨時議長（川口幸路君）

7番 泊 満夫君。

○7番（泊 満夫君）

土庄西本町に在住をしております泊満夫です。年齢は 64 歳です。小さな船会社の役員をしております。以上です。

○臨時議長（川口幸路君）

8番 山本良熙君。

○8番（山本良熙君）

おはようございます。

土庄本町の山本良熙です。年齢は 67 歳です。どうぞよろしくお願ひします。

○臨時議長（川口幸路君）

9番 三枝邦彦君。

○9番（三枝邦彦君）

住所は鹿島でございます、3期目で年齢は 53 歳、無所属でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○臨時議長（川口幸路君）

10番 上川正衛君。

○10番（上川正衛君）

上川正衛です。住所は、四海伊喜末です。年齢は 59 歳でございます。3期目でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（川口幸路君）

11番 井上正清君。

○11番（井上正清君）

大木戸出身の井上正清です。年齢は 67 歳、無職です。よろしくお願ひします。

○臨時議長（川口幸路君）

13番 太田和博君。

○13番（太田和博君）

淵崎出身の太田でございます。4期目でございます。材木商をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（川口幸路君）

14番 藤本誠助君。

○14番（藤本誠助君）

北浦の見目でございます。職業は漁業でございます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（山本彰治君）

ありがとうございました。

この際、執行部の方々も簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。町長から順次よろしくお願いいたします。

○臨時議長（川口幸路君）

町長よろしくお願いいたします。

○町長（岡田好平君）

町長の岡田好平でございます。土庄本町在住です。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（川口幸路君）

副町長お願いします。

○副町長（千葉三郎君）

副町長の千葉です。鹿島出身です。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（川口幸路君）

教育長。

○教育長（藤本義則君）

教育長の藤本でございます。北浦馬越在住でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長（難波正樹君）

おはようございます。総務課長の難波でございます。豊島家浦の出身でございます。よろしく願いいたします。

○企画課長（糸 英彦君）

おはようございます。企画課長の糸といいます。土庄本町に在住いたしております。どうぞよろしく願いいたします。

○教育総務課長（宮原隆昌君）

教育総務課長の宮原です。大木戸です。よろしく願いします。

○生涯学習課長（南堀英二君）

生涯学習課長の南堀英二と申します。家は旭です。よろしく願いいたします。

○税務課長（三木俊明君）

失礼いたします。税務課長の三木と申します。肥土山です。どうぞよろしく願いします。

○出納課長（木下公明君）

出納室課長木下です。旭に住んでおります。どうぞよろしく願いします。

○建設課長（杉本正則君）

建設課長の杉本です。大部の田井出身です。よろしく願いいたします。

○商工観光課長（堂山完二君）

商工観光課長の堂山です。西本町出身です。よろしく願いします。

○農林水産課長（前田満照君）

農林水産課長の前田です。出身は伊喜末です。よろしく願いいたします。

○水道課長（川本公義君）

水道課長の川本です。肥土山出身です。よろしく申し上げます。

○住民環境課長（中井俊博君）

住民環境課長の中井です。土庄本町出身です。よろしくお願いいたします。

○病院事務長（市村克美君）

中央病院事務長の市村と申します。地区は、旭地区に住んでおります。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康増進課長（坂本正樹君）

健康増進課長の坂本です。出身は、四海伊喜末に住んでおります。よろしく申し上げます。

○福祉課長（須浪宏和君）

福祉課長の須浪と申します。四海の小江に住んでおります。よろしくお願いいたします。

○人権対策課長（澤田 稔君）

失礼します。人権対策課長の澤田でございます。淵崎出身でございます。どうか今後ともよろしくお願いいたします。

○臨時議長（川口幸路君）

ありがとうございました。



## 平成 23 年 5 月 13 日（金曜日）午前 9 時 41 分 開 議

### 1、 出席議員（仮議席）

1 番（福本耕太君）	2 番（濱中幸三君）	3 番（山田建之君）
4 番（山崎勝義君）	5 番（佐々木邦久君）	6 番（川本貴也君）
7 番（泊 満夫君）	8 番（山本良熙君）	9 番（三枝邦彦君）
10 番（上川正衛君）	11 番（井上正清君）	12 番（川口幸路君）
13 番（太田和博君）	14 番（藤本誠助君）	

### 2、 欠席議員 なし

### 3、 欠員 なし

## 地方自治法第 121 条による出席者

町 長（岡田好平）	副 町 長（千葉三郎）
教 育 長（藤本義則）	総 務 課 長（難波正樹）
企 画 課 長（糸 英彦）	税 務 課 長（三木俊明）
福 祉 課 長（須浪宏和）	健康増進課長（坂本正樹）
住民環境課長（中井俊博）	人権対策課長（澤田 穰）
建 設 課 長（杉本正則）	農林水産課長（前田満照）
商工観光課長（堂山完二）	教育総務課長（宮原隆昌）
生涯学習課長（南堀英二）	病 院 事 務 長（市村克美）
水 道 課 長（川本公義）	出 納 室 課 長（木下公明）
総務課課長補佐（川田順也）	企画課課長補佐（鳥井基史）
総 務 課 係 長（三枝恵吾）	

## 議会事務局職員

議会事務局長（三枝正武）	書記（中村友幸）
--------------	----------

## 議事日程 第 1 号

別紙のとおり

平成23年5月土庄町議会臨時会  
議事日程（第1号）

（平成23年5月13日招集）

平成23年5月13日（金曜日）午前9時30分 開議  
（仮議席の指定について）

日 程 第 1 選挙第 1号 議長選挙について

## 開会、開議

○臨時議長（川口幸路君）

ただ今の出席議員は、14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成23年5月土庄町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

## 仮議席の指定

○臨時議長（川口幸路君）

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただ今ご着席の議席を指定いたします。

## 議長選挙

○臨時議長（川口幸路君）

これより本日の日程に入ります。

本日の議長選挙までの議事日程は、お手元に配布しておりますとおりであります。

日程第1、選挙第1号、議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（川口幸路君）

ただ今の出席議員は、14名であります。

お諮りいたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、1番福本耕太君、2番濱中幸三君を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○臨時議長（川口幸路君）

ご異議なしと認めます。

よって、立会人に1番福本君、2番濱中君を指名いたします。  
投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

○臨時議長(川口幸路君)

投票用紙の配布もれはありませんか。

(発言者なし)

○臨時議長(川口幸路君)

配布もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検・異状なし)

○臨時議長(川口幸路君)

異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。  
点呼を命じます。

○議会事務局長(三枝正武君)

それでは、議席順に順次お名前をお呼びいたします。

1番福本耕太議員、2番濱中幸三議員、3番山田建之議員、4番山崎勝義議員、  
5番佐々木邦久議員、6番川本貴也議員、7番泊満夫議員、8番山本良熙議員、  
9番三枝邦彦議員、10番上川正衛議員、11番井上正清議員、13番太田和博議員、  
14番藤本誠助議員、12番川口幸路議員、以上でございます。

(点呼順により投票を行う。)

○臨時議長(川口幸路君)

投票もれはありませんか。

(発言者なし)

○臨時議長(川口幸路君)

投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

1番福本耕太君、2番濱中幸三君立ち会いをお願いいたします。

(1番福本耕太君及び2番濱中幸三君が立ち会いのもと、職員が開票)

○臨時議長（川口幸路君）

選挙の結果を申し上げます。

投票総数 14 票、その内有効投票 14 票、無効票 0 票であります。

有効投票中、上川正衛君 8 票、三枝邦彦君 5 票、福本耕太君 1 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、3.5 票であります。

よって、上川正衛君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場の閉鎖を解く）

○臨時議長（川口幸路君）

ただいま議長に当選されました上川正衛君が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

おめでとうございます。上川正衛君、議長当選のごあいさつをお願いいたします。

○10 番（上川正衛君）

皆さんおはようございます。

ただいま皆さま方のご推薦によりまして、この伝統ある土庄町議会の議長と  
いうことになりました。誠にありがとうございます。

まさに身が引き締まる、今思いであります。今後は、今まで諸先輩が培って  
こられましたこの土庄町議会をより一層町民の皆さまのためになるような議会  
となるよう努めてまいりたいと思っておりますので、そのためには、皆さま方のご協  
力が不可欠であります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます  
いました。

（拍 手）

○臨時議長（川口幸路君）

これをもって議長席を新議長と交代いたします。ご協力ありがとうございます  
した。

上川正衛君、議長席にお着き願います。

## 休憩

○議長（上川正衛君）

この際、休憩いたします。

休憩中に、追加議事日程を配布いたさせますので、そのままお待ちください。

休 憩 午前 9 時 56 分

再 開 午前 10 時 00 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

○議長（上川正衛君）

再開いたします。

## 諸般の報告

○議長（上川正衛君）

この際、諸般の報告をいたします。

町長より、業務報告を受けております。印刷配布いたしておりますので、朗読は省略いたします。

追加議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

## 議事日程（第 1 号追加 1）

別紙のとおり

平成23年5月土庄町議会臨時会  
議事日程（第1号追加1）

（平成23年5月13日招集）

- |     |     |  |
|-----|-----|--|
| 日 程 | 第 2 | 会期の決定について  |
|     | 第 3 | 選挙第 2号 副議長選挙について                                 |
|     | 第 4 | 決定第 1号 議席の指定について                                 |
|     | 第 5 | 会議録署名議員の指名について                                   |
|     | 第 6 | 決定第 2号 常任委員会委員の選任について                            |
|     | 第 7 | 決定第 3号 議会運営委員会委員の選任について                          |
|     | 第 8 | 発議第 1号 水道事業特別委員会の設置について                          |
|     | 第 9 | 決定第 4号 水道事業特別委員会委員の選任について                        |
|     | 第10 | 発議第 2号 議会広報特別委員会の設置について                          |
|     | 第11 | 決定第 5号 議会広報特別委員会委員の選任について                        |
|     | 第12 | 選挙第 3号 小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙について                   |
|     | 第13 | 選挙第 4号 土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員の選挙について                  |
|     | 第14 | 選挙第 5号 伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙について                    |
|     | 第15 | 選挙第 6号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について                 |
|     | 第16 | 同意第 1号 土庄町監査委員の選任について                            |
|     | 第17 | 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて（土庄町税条例の一部を改正する条例）       |
|     | 第18 | 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて（土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
|     | 第19 | 議案第 3号 平成23年度土庄町一般会計補正予算（第1号）                    |

## 会期の決定

○議長（上川正衛君）

日程第 2、会期決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本日臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日 1 日と決定いたしました。

## 副議長選挙

○議長（上川正衛君）

日程第 3、選挙第 2 号、副議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（上川正衛君）

ただ今の出席議員は 14 名であります。

お諮りいたします。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により立会人に 3 番山田建之君及び 4 番山崎勝義君を指名いたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、立会人に 3 番山田建之君及び 4 番山崎勝義君を指名いたします。

投票用紙を配布させます。

（投票用紙配布）

○議長（上川正衛君）

投票用紙の配布もれはありませんか。



(発言者なし)

○議長（上川正衛君）

配布もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検・異状なし)

○議長（上川正衛君）

異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の指名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

○議会事務局長（三枝正武君）

それでは、議席順に順次お名前をお呼びいたします。

1 番福本耕太議員、2 番濱中幸三議員、3 番山田建之議員、4 番山崎勝義議員、5 番佐々木邦久議員、6 番川本貴也議員、7 番泊 満夫議員、8 番山本良熙議員、9 番三枝邦彦議員、11 番井上正清議員、12 番川口幸路議員、13 番太田和博議員、14 番藤本誠助議員、10 番上川正衛議員、以上でございます。

(点呼順により投票を行う。)

○議長（上川正衛君）

投票もれはありませんか。

(発言者なし)

○議長（上川正衛君）

投票を終了いたします。

開票を行います。

3 番山田建之君及び 4 番山崎勝義君は、立ち会いをお願いいたします。

(3 番山田建之君及び 4 番山崎勝義君立ち会いのもと、職員が開票を行う。)

○議長（上川正衛君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14 票、その内有効投票 11 票、無効投票 3 票であります。

有効投票中、藤本誠助君 7 票、井上正清君 2 票、川口幸路君 1 票、福本耕太君 1 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、**2.75** 票であります。

よって、藤本誠助君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖を解く)

○議長（上川正衛君）

ただいま副議長に当選されました藤本誠助君が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

藤本誠助君、副議長当選のごあいさつをお願いいたします。

○14 番（藤本誠助君）

おはようございます。

大役をいただきましたが、過去 3 期 12 年の経験を生かしまして、新しい上川新議長の補佐役として一生懸命努めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくをお願いいたします。

そして、議員皆さんの絶大なるご協力を心からお願い申し上げまして、簡単ですが、就任のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

(拍 手)

## 休憩

○議長（上川正衛君）

この際休憩いたします。

(休憩中、選挙の結果により各議員は議席を移動。)

休 憩 午前 10 時 14 分

再 開 午前 10 時 20 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

- 議長（上川正衛君）  
再開いたします。

## 議席の指定

- 議長（上川正衛君）  
日程第 4、決定第 1 号、議席の指定を行います。  
議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長において指定いたします。  
議員諸君の氏名と、その議席番号を職員に朗読させます。

- 議会事務局長（三枝正武君）  
それでは、議席順に順次お名前をお呼びいたします。  
1 番福本耕太議員、2 番濱中幸三議員、3 番山田建之議員、4 番山崎勝義議員、  
5 番佐々木邦久議員、6 番川本貴也議員、7 番泊 満夫議員、8 番山本良熙議員、  
9 番三枝邦彦議員、10 番井上正清議員、11 番川口幸路議員、12 番太田和博議員、  
13 番藤本誠助議員、14 番上川正衛議員、以上でございます。

- 議長（上川正衛君）  
只今、朗読したとおり議席を指定いたします。

## 会議録署名議員の指名

- 議長（上川正衛君）  
日程第 5、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において、5 番佐々木邦久君、川本貴也君を指名いたします。

## 休憩

○議長（上川正衛君）  
この際休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 27 分

再 開 午前 10 時 33 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

○議長（上川正衛君）  
再開いたします。

## 常任委員会委員の選任

○議長（上川正衛君）  
日程第 6、決定第 2 号、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。  
常任委員会委員の選任については、委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。よって、委員の氏名を職

員に朗読させます。

○議会事務局長（三枝正武君）

各常任委員会委員の氏名を申し上げます。

総務建設常任委員会、

山田建之議員、山崎勝義議員、佐々木邦久議員、泊 満夫議員、

井上正清議員、川口幸路議員、上川正衛議員、以上 7 名です。

教育民生常任委員会です。

福本耕太議員、濱中幸三議員、川本貴也議員、山本良熙議員、

三枝邦彦議員、太田和博議員、藤本誠助議員、以上でございます。

○議長（上川正衛君）

お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、それぞれ指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名の諸君を各常任委員会委員に選任することに決しました。

## 休憩

○議長（上川正衛君）

この際、暫時休憩いたします。

なお、休憩中に常任委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。委員会の開催場所については、総務建設委員会が第一委員会室、教育民生委員会が第二委員会室で開催いたしますので、よろしく願いをいたします。

休 憩 午前 10 時 35 分

再 開 午前 10 時 50 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

- 議長（上川正衛君）  
再開いたします。

## 常任委員会正副委員長の決定

- 議長（上川正衛君）  
各常任委員会の正副委員長が決まりましたので、職員から報告させます。
- 議会事務局長（三枝正武君）  
各常任委員会の正副委員長の氏名をご報告申し上げます。  
総務建設常任委員会 委員長 川口幸路委員、副委員長 井上正清委員  
教育民生常任委員会 委員長 山本良熙委員、副委員長 濱中幸三委員  
以上でございます。
- 議長（上川正衛君）  
ただいま報告のとおりであります。  
よろしくご協力の程、お願い申し上げます。

## 休憩

- 議長（上川正衛君）  
暫時休憩いたします。  
なお、休憩中に議会運営委員会の委員を決定いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

休 憩 午前 10 時 51 分  
再 開 午前 11 時 13 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

○議長（上川正衛君）  
再開いたします。

## 議会運営委員会委員の選任

○議長（上川正衛君）  
再開いたします。

日程第 7、決定第 3 号、議会運営委員会委員の選任について議題といたします。  
本委員の選任については、委員会条例第 6 条第 1 項の規定により議長が会議に諮って指名することになっております。よって委員の氏名を職員に朗読させます。

○議会事務局長（三枝正武君）  
議会運営委員会の委員の氏名を申し上げます。  
濱中幸三議員、川本貴也議員、泊 満夫議員、山本良熙議員、  
川口幸路議員、太田和博議員、藤本誠助議員、以上でございます。

○議長（上川正衛君）  
お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、指名することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

## 休憩

○議長（上川正衛君）

暫時休憩いたします。

なお、休憩中に議会運営委員会を開催していただきまして、正副委員長の互選をお願いします。

休 憩 午前 11 時 15 分

再 開 午前 11 時 21 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

○議長（上川正衛君）

再開いたします。



## 議会運営委員会正副委員長の決定

○議長（上川正衛君）

議会運営委員会の正副委員長が決まりましたので、職員より報告させます。

○議会事務局長（三枝正武君）

議会運営委員会の正副委員長の氏名を申し上げます。

委員長 太田和博委員、副委員長 泊 満夫委員

以上でございます。

○議長（上川正衛君）

ただいまの報告のとおりであります。

よろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

## 休憩

○議長（上川正衛君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 22 分

再 開 午前 11 時 33 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

○議長（上川正衛君）

再開いたします。

## 水道事業特別委員会の設置

○議長（上川正衛君）

日程第 8、発議第 1 号、水道事業特別委員会の設置についてを議題といたします。発議第 1 号は、議員提案であります。提出者から提案理由の説明を求めます。

総務建設常任委員長 川口幸路君。

○総務建設常任委員長（川口幸路君）

発議第 1 号、水道事業特別委員会の設置について。

土庄町議会委員会条例、第 5 条の規定に基づき、次のとおり特別委員会を設置する。委員会の名称、水道事業特別委員会、設置の機関、議決の日から調査終了まで、委員の定数 7 名、設置の理由、土庄町水道事業基本計画等に基づいて、その重要性を考慮し、あらゆる角度から慎重なる調査、検討を加えるため、本委員会を設置するものである。以上でございます。

## 質疑

○議長（上川正衛君）

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

ただいま説明のありました発議第 1 号、水道事業特別委員会の設置について質疑を行います。質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ないようでございますので、発議第 1 号についての質疑はこれをもって終了いたします。

## 討論、採決

○議長（上川正衛君）

これより、討論、採決を行います。

発議第 1 号、水道事業特別委員会の設置について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 休憩

○議長（上川正衛君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 36 分

再 開 午前 11 時 38 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

○議長（上川正衛君）

再開いたします。

## 水道事業特別委員会委員の選任

○議長（上川正衛君）

日程第9、決定第4号、水道事業特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

本特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっております。よって、委員の氏名を職員に朗読させます。

○議会事務局長（三枝正武君）

水道事業特別委員会委員の氏名を申し上げます。

水道事業特別委員会委員に、

山田建之議員、佐々木邦久議員、川本貴也議員、三枝邦彦議員、

井上正清議員、太田和博議員、藤本誠助議員

以上でございます。

○議長（上川正衛君）

お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名の諸君を水道事業特別委員会委員に選任することに決しました。

## 休憩

○議長（上川正衛君）

暫時休憩いたします。

なお、休憩中に水道事業特別委員会を開催していただきまして、委員長、副委員長を決めていただきたいと思います。

休 憩 午前 11 時 40 分

再 開 午前 11 時 42 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

- 議長（上川正衛君）  
再開いたします。

## 水道事業特別委員会正副委員長の決定

- 議長（上川正衛君）  
水道事業特別委員会の正副委員長が決まりましたので、職員から報告させます。
- 議会事務局長（藤本正則君）  
水道事業特別委員会の正副委員長をご報告申し上げます。  
委員長 川本貴也委員、副委員長 佐々木邦久委員  
以上でございます。
- 議長（上川正衛君）  
ただいま報告のとおりであります。  
よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

## 議会広報特別委員会の設置

- 議長（上川正衛君）  
日程第 10、発議第 2 号、議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。発議第 2 号は、議員提案であります。提出者から提案理由の説明を求め

ます。

議会運営委員長 太田和博君。

○議会運営委員長（太田和博君）

議会広報特別委員会の設置について、土庄町議会委員会条例、第 5 条の規定に基づき、次のとおり特別委員会を設置する。委員会の名称、議会広報特別委員会、設置の期間、議決の日から任期満了日まで、委員の定数 7 名、設置の理由であります。議会活動を広く住民に知らせ、議会の透明性と議会活動の活性化を図るため、本委員会を設置するものであります。以上です。

## 質疑

○議長（上川正衛君）

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

ただいま説明のありました発議第 2 号、議会広報特別委員会の設置について質疑を行います。質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ないようでございますので、発議第 2 号についての質疑は、これをもって終了いたします。

## 討論、採決

○議長（上川正衛君）

これより、討論、採決を行います。

発議第 2 号、議会広報特別委員会の設置について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 2 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

- 議長（上川正衛君）  
ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 議会広報特別委員会委員の選任

- 議長（上川正衛君）  
日程第 11、決定第 5 号、議会広報特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

本特別委員会委員の選任については、委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっております。よって、委員の氏名を職員に朗読させます。

- 議会事務局長（三枝正武君）  
議会広報特別委員会委員の氏名を申し上げます。  
議会広報特別委員会委員に、  
福本耕太議員、濱中幸三議員、山崎勝義議員、泊 満夫議員、  
太田和博議員、藤本誠助議員、上川正衛議員  
以上でございます。

- 議長（上川正衛君）  
お諮りいたします。  
ただいま朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と叫ぶものあり）

- 議長（上川正衛君）  
ご異議なしと認めます。  
よって、ただいま指名の諸君を議会広報特別委員会委員に選任することに決しました。

## 休憩

- 議長（上川正衛君）  
暫時休憩いたします。  
なお、休憩中に議会広報特別委員会を開催していただきまして、委員長、副委員長を決めていただきたいと思います。

休 憩 午前 11 時 48 分  
再 開 午前 11 時 50 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

○議長（上川正衛君）  
再開いたします。

## 議会広報特別委員会正副委員長の決定

○議長（上川正衛君）  
議会広報特別委員会の正副委員長が決まりましたので、職員から報告させます。

○議会事務局長（三枝正武君）  
議会広報特別委員会の正副委員長をご報告申し上げます。  
委員長 泊 満夫委員、副委員長 福本耕太委員  
以上でございます。

○議長（上川正衛君）  
ただいま報告のとおりであります。  
よろしくご協力のほどお願いいたします。



## 休憩

○議長（上川正衛君）  
暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 52 分  
再 開 午後 1 時 00 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

○議長（上川正衛君）  
再開いたします。

## 小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙

○議長（上川正衛君）

日程第 12、選挙第 3 号、小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

本組合の議員は、組合同約第 5 条第 1 項の規定により、本町議会議員の中から 6 名選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

小豆地区広域行政事務組合議会議員に、

山本良熙君、川口幸路君、三枝邦彦君、太田和博君、藤本誠助君、

そして、私、上川正衛を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を小豆地区広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が、小豆地区広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま小豆地区広域行政事務組合議会議員に当選されました諸君が、議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定による当選の告知をいたします。

## 土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員の選挙

○議長（上川正衛君）

日程第 13、選挙第 4 号、土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員の選挙を行います。

本組合の議員は、組合規約第 5 条第 1 項の規定により、本町議会議員の中から 5 名選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決しました。

土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員に、

山本良熙君、川口幸路君、太田和博君、藤本誠助君、私、上川正衛を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今議長において指名いたしました諸君を土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が、土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員に当選されました諸君が、議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定による当選の告知をいたします。

## 伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙

○議長（上川正衛君）

日程第 14、選挙第 5 号、伝法川防災溜池事業議組合議会議員の選挙を行います。

本組合の議員は、組合規約第 5 条第 2 項の規定により、本町議会議員の中から 2 名選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いを。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決しました。

伝法川防災溜池事業組合議会議員に、

川口幸路君、私、上川正衛を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を伝法川防災溜池事業組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よってただいま指名いたしました諸君が、伝法川防災溜池事業組合議会議員に当選されました。

ただいま伝法川防災溜池事業組合議会議員に当選されました諸君が、議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定による当選の告知をいたします。

## 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（上川正衛君）

日程第 15、選挙第 6 号、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決しました。

香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙に山本良熙君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました山本良熙君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よってただいま指名いたしました山本良熙君が、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました山本良熙君が、議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定による当選の告知をいたします。

## 休憩

○議長（上川正衛君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1 時 07 分

再 開 午後 1 時 09 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

- 議長（上川正衛君）  
再開いたします。

## 土庄町監査委員の選任について

- 議長（上川正衛君）  
日程第 16、同意第 1 号、土庄町監査委員の選任についてを議題といたします。  
地方自治法第 117 条の規定により、3 番 山田建之君の退席を求めます。  
(3 番 山田建之君退席)

## 提案理由の説明

- 議長（上川正衛君）  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
岡田町長。
- 町長（岡田好平君）  
土庄町監査委員の選任につきまして、土庄町監査委員に下記の者を選任したので地方自治法第 196 条の第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。記、住所、香川県小豆郡土庄町甲 1840 番地 1、氏名、山田建之、生年月日、昭和 21 年 5 月 10 日、以上でございます。
- 議長（上川正衛君）  
これをもって提案理由の説明を終わります。

## 質疑

○議長（上川正衛君）

ただいま説明のありました同意第 1 号について、質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ないようでございますので、同意第 1 号についての質疑は、これをもって終了いたします。

お諮りいたします。

同意第 1 号についての討論は、省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

## 選任同意

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって本案に対する討論は省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

同意第 1 号、土庄町監査委員の選任について、同意を求めることについては、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって同意第 1 号、土庄町監査委員の選任について、同意を求めることについては、これに同意することに決しました。

3 番 山田建之君の入場を許します。

（3 番 山田建之君入場）

## 休憩

○議長（上川正衛君）

暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催していただき、議会運営等についてご協議を

お願いいたします。

休 憩 午後 1 時 13 分

再 開 午後 1 時 24 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

○議長（上川正衛君）

再開いたします。

## 議会運営委員長報告

○議長（上川正衛君）

ただ今の議会運営委員会の結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

○議長（上川正衛君）

議会運営委員長 太田和博君。

○議会運営委員長（太田和博君）

議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は、委員会室におきまして、今後の議会運営等について審議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

議案の内容から判断して全体会議でお願いすることにいたしております。



従いまして、議案第1号から議案第3号までを一括して執行部より提案理由の説明を受け、質疑、討論、採決を行います。

最後に、各委員長から提出されました閉会中の継続調査の申出を日程に追加し、今期5月議会臨時会を終了する予定でございます。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（上川正衛君）

ただいま議会運営委員長より、ご報告のあったとおりでございます。

運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

## 議事日程（第1号追加2）

別紙のとおり

平成23年5月土庄町議会臨時会  
議事日程（第1号追加2）

（平成23年5月13日招集）

日 程 第20 閉会中の継続調査申出について

## 議案上程、提案理由の説明

○議長（上川正衛君）

日程第 17、議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、土庄町税条例の一部を改正する条例の件から、日程第 19、議案第 3 号、平成 23 年度土庄町一般会計補正予算第 1 号までを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（上川正衛君）

総務課長 難波正樹君。

○総務課長（難波正樹君）

それでは、私の方から、今臨時議会に提案されました議案につきまして、ご説明をさせていただきます。

お手元に配付の議案書並びに審議資料をお願いします。

議案書の 1 ページをお開きください。審議資料は 1、2 ページになります。

議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについて

2 ページになります。土庄町税条例の一部を改正する条例であります。

内容につきましては、地方税法の一部を改正する法律の改正に伴うもので、まず、附則第 21 条の東日本大震災にかかる雑損控除額等の特例であります。

本年 3 月 11 日に発生した東日本大震災によって、住宅、家財、自動車、機材等にかかる損失の雑損控除について、納税義務者の判断により平成 22 年度中か平成 23 年度中の損失として取り扱いを受ける選択が出来るというものであります。

次に附則第 22 条の東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例であります。

住宅借入金を有する場合、租税特別措置法の規定により所得税額の特別控除を受けていた方が、大震災により住宅が滅失などしていても控除期間のうち残存期間があればその期間控除を受けることが出来るというものであります。

続いて、議案書の 5 ページをお開きください。審議資料は 3、4 ページになります。

議案第 2 号、専決処分の承認を求めることについて

6 ページになります。

土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

内容につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の改正に伴うも

ので国民健康保険税の限度額の見直しを行うものです。

1点目は、基礎課税額に係る課税限度額を現行の50万円から1万円引き上げて51万円とするものです。

2点目は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の13万円から1万円引き上げて14万円にするものです。

3点目は、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行の10万円から2万円引き上げて12万円にするものです。

次に、議案書9ページをお開きください。

議案第3号、平成23年度土庄町一般会計補正予算第1号でございます。

第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳出といたしまして、18ページの7款商工費、1項商工費では、豊島地域活性化事業補助金として土庄町商工会豊島支部へ50万円、豊島観光施設整備補助金として豊島観光協会へ150万円を助成するものです。

これに見合う財源として16ページ、16款寄附金、1項寄附金で豊島家浦の曽根富雄氏からの寄附金であります。

以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は200万円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと65億8,200万円となります。

第2条債務負担行為の補正ですが、12ページになります。事項は、土庄町土地開発公社に対する債務保証で期間は平成23年度から平成26年度まで、限度額は用地取得費2億175万8千円と事務費12万4千円及び利子に相当する額であります。

以上であります。

○議長（上川正衛君）

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

## 質疑

○議長（上川正衛君）

ただいま説明のありました議案第1号から議案第3号までの各議案について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

1番 福本耕太君。

○1番（福本耕太君）

1 番 福本耕太です。

第 2 号議案、国保税条例の一部を改正する条例について、2 つの点で質問を行います。

具体的に増税になる世帯は、何世帯何人ですか。また、負担増額率はどの程度になりますか。これが 1 つ目です。

もう 1 つ目は、今度の最高限度額の引き上げは、国が進める増税をそのまま受け入れたものとなっております。民主党政権は、政権交代を実現する際の選挙公約で国保会計への国庫負担率を 50%に戻すとしています。国保の安定化の観点から国の求める住民負担を受け入れるのであれば、国に対しても土庄町として公約実現を強く求めていくべきだと考えますかいかがでしょうか。

この 2 点についてお答えください。よろしく申し上げます。

○議長（上川正衛君）

福祉課長 須浪宏和君。

○福祉課長（須浪宏和君）

福本議員のご質問にお答えします。

まず 1 点目の今回の国保税の改正によります件ですけれども、本年度の国保税については、課税事務の作業中でございますので、22 年度課税の資料に基づいて推計しますと、49 世帯が限度額を超過する見込みでございます。

今回の限度額の変更は、1 世帯あたり 4 万円ですので、49 世帯で最大 196 万円の影響が見込まれます。

それと 2 点目でございますが、ご質問の趣旨が大変大きいことなんですが、まず私の方から今回の改正の趣旨を申し上げさせていただきます。

今回、限度額引き上げでございますので、従来から所得が高く、限度額を超過する世帯は、負担が増えることとなりますが、国民健康保険財政の長期的な安定を図るとともに、中低所得世帯にとりましては、負担の軽減を将来的に図ることができるという趣旨で改正するものでございます。

○議長（上川正衛君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

2 つ目の質問なんですけれども、国に対してですね、民主党政権は 50%に戻すと。国保会計からの繰入、国庫負担率を 50%に戻すということを総選挙前に言っておりますけれども、それについて町として公約実現を強く求めるという考えがあるかないかという質問をしております。あるかないかでお答えをお願いできればと思います。

○議長（上川正衛君）

岡田町長。

○町長（岡田好平君）

民主党の公約でございますけれども、こういう大きな問題に対して、現在、町としては要望する気持ちは持っておりません。特に限度額が上がったということで限度額 50 万の人は下がるということでございますので、その辺の精密な検討も必要かなと思っております。以上です。

○議長（上川正衛君）

ほかにございませんか。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ないようでございますので、議案第 1 号から議案第 3 号についての質疑はこれをもって終了いたします。

## 討論、採決

○議長（上川正衛君）

これより、討論、採決を行います。

議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、土庄町税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

---

議案第2号、専決処分の承認を求めることについて、土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

○議長（上川正衛君）

1番 福本耕太君。

○1番（福本耕太君）

議案第2号、国保税条例の一部を改正する条例に反対する立場から討論を行います。

長引く不況のもと、地域住民の暮らしは厳しくなる一方です。このような経済情勢のもとでさらなる住民負担、負担増は、地域経済の低迷に拍車をかけることとなり、住民への負担増になります。住民への負担増ではなく、国に対して公約を守るよう町として強く働きかけるべきだと訴えて反対討論を終わります。

○議長（上川正衛君）

賛成討論の発言を許します。

○議長（上川正衛君）

8番 山本良熙君。

○8番（山本良熙君）

賛成をいたします。

○議長（上川正衛君）

他に討論ございませんか。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ほかはないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者多数）

○議長（上川正衛君）

起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

議案第 3 号、平成 23 年度土庄町一般会計補正予算第 1 号について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 3 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

## 閉会中の継続調査の申出

○議長（上川正衛君）

追加日程第 20、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各委員長から、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、継続調査に付することに決しました。

## 閉会

○議長（上川正衛君）

---



以上をもちまして、今臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成 23 年 5 月土庄町議会臨時会を閉会いたします。

誠にお疲れさまでございました。

閉 会 午後 1 時 40 分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会臨時議長 (川 口 幸 路)

土庄町議会議長 (上 川 正 衛)

同 議員 (佐々木邦久)

同 議員 (川 本 貴 也)